

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	かつらぎ町域樋門等調査業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所長 奥野 真章 和歌山県和歌山市西汀丁16
契約締結日	令和 6年 4月 1日
契約の相手方の氏名及び住所	かつらぎ町長
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥7,485,335-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥7,485,335-
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備考	

随意契約理由書

ランク	特例政令等の該当

1. 業務名
かつらぎ町域樋門等操作業務

2. 相手方名
かつらぎ町

3. 随意契約理由
本業務は、紀の川水系紀の川の渋田樋門他における施設の操作を実施するものである。
河川管理施設の施設操作については、河川法第99条の規定に基づき、関係地方公共団体に委託することができ、渋田樋門他はその操作を行う影響がかつらぎ町の区域に限られるため、委託者と歌山河川国道事務所長と受託者かつらぎ町長で操作委託協定を締結している。
以上のことから、本業務を履行できるのは、唯一、かつらぎ町であるので随意契約を行うものである。

4. 随意契約する根拠法令
会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第三号

推薦者 官職 和歌山河川国道事務所
河川管理課長
氏名 堀内 厚志